

【図表 5】 発行に取り組む際、遵守すべき主な事項

- ① 内部手続きとして、理事会及び社員総会の議決（財団の形態をとる医療法人は理事会及び評議員会の議決）を得ること。
- ② 発行要項（借入金の目的である事業の概要や償還資金の調達方法、発行期間等を記した購入申込者向けの説明書であって中長期的な事業計画との関連での資金の償還に係る計画を含むもの）を作成すること。
- ③ 発行時点において、法定の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書に加えて、事業計画書などを作成し、購入申込者に対して開示すること。
- ④ 利率等の条件は、一回の発行に当たり同一であること。一般の購入者と医療法人の役員及び当該役員と同族関係者との間で、差異を設けてはならないこと。
- ⑤ 利率の決定に当たっては、発行予定日の2ヶ月前発表の新発長期国債利回りに1%を上乗せしたものを標準利率とし、その標準利率の2倍または標準利率に2%を上乗せした率のいずれか低い方を上限とすることが適当であること。
- ⑥ 購入者の範囲は、医療法人の役員やその同族関係者等、特定の同族グループに限定しないものとする。
- ⑦ 譲渡制限する場合、譲渡する際に必要な手続き等を予め定め、発行要項に明示したうえで債券を発行すること。
- ⑧ 発行要項等を医療機関の施設内に掲示することは差し支えないが、患者・家族に対し、医療機関債の購入を強制しているとの誤解を受けることがないようにすること。購入者に対して利払いの他に経済的利益を付与する際は、健康保険法等に基づく医療に係るものであってはならないこと。
- ⑨ 医療機関債の購入者は、設定された金利等を受け取り、償還期日が到来した際、表示された債務の償還を受ける権利があるのみであり、その購入をもって法的に医療法人の経営に影響を及ぼす立場に立つものではないこと。
- ⑩ 医療法第五十一条の二の規定により、医療法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書等を各事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないが、その際、医療法人は、これらに加え、事業計画書等についても、これら法定の書類と同様に毎年作成し、決算期ごと、債権者に対して情報提供を行うものとする。開示の方法については、ホームページ等で公開しても差し支えないものであること。